

## 公益社団法人長野県看護協会旅費規則

### (目的)

第1条 この規則は、本会の業務等のため旅行する役員、委員、職員、協会が依頼した者及び講師等（以下「役員等」という。）に対し支給する旅費及び費用弁償（以下「旅費」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (旅費の支給)

第2条 役員等が旅行した場合は、その役員等に対し旅費を支給する。

2 前項の規定により旅費の支給を受ける者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情によりすでに支給された旅費額（旅費の支給を受けていない場合には、旅費の支給を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合において、そのことが故意又は過失によるものでないと証明されたときは、その喪失した旅費額の範囲内で、会長が相当と認める金額を旅費として支給することができる。

### (旅行命令等)

第3条 前条に規定する旅行は、所定の様式を使い、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の命令又は依頼（以下本条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、会務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、既に発した旅行命令等を変更する必要がある場合には、自ら又は旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。  
3 旅行命令等における発着地は、在勤施設、住所地、職員にあっては本会の事務所所在地とする。

### (旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（高速道路又は有料道路の利用料金を含む。）、日当、宿泊料及び旅行雑費とする。

### (旅費の計算)

第5条 旅費は、勤務地等から経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、会務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

### (旅費の請求手続き)

第6条 旅費（概算渡に係る旅費を含む。）の支給を受けようとするときは所定の請求書に必要な書類を添えて事務担当者に提出しなければならない。

### (鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、路程に応じた旅客運賃のほか次に掲げる額による。  
特別急行列車（新幹線を含む。）又は急行列車を運行する線路による旅行で、片道50km以上の場合は、特急料金又は急行料金及び指定席料金、ただし、旅行の起点及び終点がそれぞれ県内である場合は、自由席特急料金又は急行料金

### (船賃、航空賃)

第8条 船賃、航空賃は水路旅行、航空旅行の路程に応じ、実費額による。

(車賃・バス賃)

第9条 車賃・バス賃の額は、次に掲げる額による。

- (1) 自家用車（旅行命令権者の承認を受けたものに限る。）を使用して旅行する場合には、走行距離1kmにつき30円
- (2) 高速道路及び有料道路を次の基準により利用する場合は往復の実費額
  - ア 経済的かつ合理的な通常の経路及び方法による旅行で、高速道路のインターチェンジ間の距離が20km以上の場合
  - イ 有料道路を利用するものが経済的かつ合理的な通常の経路及び方法の場合
- (3) 前1号に規定する距離に1km未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。
- (4) バス等の交通機関を使用する場合は、路程に応じた旅客運賃
- (5) 旅行命令等における発着地の両方ともに県内の旅行で、勤務地等より最寄の駅、及び目的地の最寄の駅より目的地まで2km以上の場合には実費額、なお、勤務地等より目的地等まで2km未満の路程に自家用車等を使用した場合は、1kmにつき30円(1km未満の端数は切り捨てる。)を支給する。
- (6) 旅行命令等における発着地の一方が県外の旅行で、勤務地等より最寄の駅、及び目的地の最寄の駅より目的地まで2km以上の場合、日当（別表第1）に含むものとする。
- (7) タクシーを次の基準により利用する場合は、現に支払った額
  - ア 目的地までの経路で、鉄道、バス等の公共交通機関がない場合
  - イ 目的地までの経路で、鉄道、バス等の公共交通機関があっても、運行本数が極めて少なく、業務等に支障を来たす場合又は運行が終了している場合
  - ウ 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合

(日 当)

第10条 日当は、別表第1の県内区分欄に規定する事業及び県外について支給する。

(宿泊料)

第11条 宿泊料の額は、別表第1による。

(旅行雑費)

第12条 旅行雑費の額は、駐車場料金等現に支払った額による。

(旅費の調整)

第13条 会長は、次の各号の一に該当する場合には、旅費の調整をすることができるものとし、その場合の旅費額は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 第9条1号により旅行をする場合の同乗者については、同条にかかわらず車賃は支給しない。
- (2) 長野県看護研究学会の運営に伴う旅費については、本規則を超えない範囲で別に定めることができる。
- (3) 協会が借り上げたバスを利用する等交通機関を無料で利用した場合には、当該区間の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（高速道路又は有料道路の利用料金を含む。）は支給しない。
- (4) 本会の経費以外の経費から旅費が支給される旅行の場合には、この規則による旅費額から本会の経費以外から支給される旅費額に相当する額を差し引いた額を支給する。

(費用弁償)

第14条 研修・講習会等の講師及びアシスタント等の旅費は、日当を除き本規則を適用するものとし、宿泊料は別に定める「研修会必要経費単価表」により支給する。

(規則の変更)

第15条 この規則を変更しようとするときは、理事会の議決による。

(実施規定)

第16条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1 日当、宿泊料

区分		日 当	宿 泊 料	車 中 泊
	事 業 別	1 日につき	1 夜につき	1 夜につき
県 内	救 護 活 動事業	5,000	—	—
	まちの保健室事業	3,000		
県 外		3,000	12,000 以内	3,500

※ 宿泊については、領収書を添付すること。

